

第3回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和7年8月28日(木)
- 2 開催時間 午後1時28分開会 午後1時59分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター 研修室
- 4 出席委員 26名

1番	梶川 毅	2番	荒川 満雄	3番	牧村 康弘
4番	鹿内 淳一	5番	森 耕一	6番	水野 真和
7番	増地 孝昇	8番	中村 光洋	9番	山本 裕慈
10番	工藤 美佐	11番	兒玉 康英	12番	大塚 敏幸
13番	飯田 暢弘	14番	山崎 博之	15番	森 有宏
16番	岸塚 隆弘	17番	横川 和博	18番	野原 香織
19番	廣瀬 貢弘	20番	松金 栄治	21番	梶 宗徳
22番	辻 浩志	23番	落合 憲和	24番	河瀬 勉
25番	室崎 公一	26番	吉田 利彦		
- 5 欠席委員 なし
- 6 議事録署名委員

5番	森 耕一	6番	水野 真和
----	------	----	-------
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4) 報告第4号 調整委員の氏名に係る専決処分及び調整結果について
 - (5) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (6) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案の決定について
 - (8) 議案第4号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員

事務局長	橋向 弘泰	農地課長	高間 裕一
農地係長	佐々木 正人	農地係主任	清水 裕貴
農地係主任補	中島 俊喜	農地係主任補	本間 大慎
農地係事務員	今野 志津子		

<p>事務局 長 議 長 吉田 会 長 議 長</p>	<p>ご起立願います。礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまより、第3回帯広市農業委員会を開会いたします。</p> <p>(会長より、近況を含め挨拶)</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
<p>(委 員) 議 長</p>	<p>初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。</p> <p>報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は、26名です。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が4件、議案が4件、です。</p> <p>(配付資料の確認)</p> <p>以上です。</p>
<p>山崎調査委員長</p>	<p>次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員には、5番 森委員、6番 水野委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。</p> <p>また、報告第4号につきましては、関連する内容の議案第3号及び第4号にて一括してご説明いたします。</p> <p>では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」及び報告第3号「農地利用状況調査、農地パトロールの結果について」を一括して報告いたします。</p> <p>7月分の調査結果について、山崎調査委員長より報告をお願いします。</p>
	<p>25日の調査ですが、2、3ページ 報告第2号 1 現況証明、附番25から30の6件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>次に、2 農地法第5条の転用に係る完了の確認 附番2の1件について現地調査をしたところ、工事の完了を確認いたしました。</p> <p>次に、3 農地法第5条の一時転用に係る完了の確認 附番5、6の2件に</p>

ついて現地調査をしたところ、工事の完了を確認いたしました。

最後に、5ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第5回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

桜木町 1,001ヘクタール、大正町加賀地区 827ヘクタール
合わせて 1,828ヘクタールの農地を調査しましたところ、
遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も
農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、7月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、8月分の調査結果について、落合調査委員長よりお願いいたします。

12日の調査ですが、4ページ 報告第2号 1 現況証明、附番31から33の3件
について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

最後に、5ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）について
ですが、第6回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

昭和町 1,276ヘクタール、幸福町 836ヘクタール、
中島町 698ヘクタール、合わせて2,810ヘクタールの農地を調査
しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、
いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、8月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

以上、調査委員長より報告がありました。ご質問等ございませんか。

(なし)

特に無いようですので、報告第2号及び第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」
を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、
その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番5から8の4件の合意解約について朗読・説明)

以上附番5から8の4件につきましては、農地法第18条第1項第2号に
該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

それでは審議に入ります。

議 長

落合調査委員長

議 長

(委 員)

議 長

事務局(中島主任補)

議 長

ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(本間主任補)

農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第2号、附番5の売買1件、及び附番6の賃貸借1件について、調査票に基づき朗読、説明。)

以上附番5及び6の2件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

議 長

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

附番5について、増地委員よりお願いいたします。

増 地 委 員

それでは意見を申し上げます。「附番5」です。

受け人は地域で営農を行っている認定農業者です。申請農地は、昔は河川でしたが、現在は農地として隣接農地と一体で利用されていること、また営農状況についても周辺農地の利用に支障が出ていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないものと考えます。

議 長

ありがとうございました。

次に附番6について、河瀬委員よりお願いいたします。

河 瀬 委 員

それでは意見を申し上げます。「附番6」です。

借主は、地域で営農を行っている認定農業者です。これまでも申請農地で耕作を行っておりますが、周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。

意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。


次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の案の決定について」を

事務局(本間主任補)	<p>議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第3号、1. 農地売買等事業分 (1)所有権移転(買入)附番4から7の4件、(2)所有権移転(売渡)附番11から15の5件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
事務局(中島主任補)	<p>(同、2. 農地中間管理事業分 (1)賃借権等の設定(借入)の附番11の1件、(2)賃借権等の設定(貸付)の附番12の1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上につきましては、地域計画区域内の農用地であることから、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等を行うものです。</p>
議長	<p>なお、本件につきましては、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うものです。</p>
山崎委員	<p>それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p> <p>(山崎委員挙手) 14番 山崎委員、どうぞ。</p>
事務局(清水主任)	<p>買入協議有りの場合は、受け手が決まっていないので、後段の一時貸付にかかる促進計画案の提案時期が次回以降の総会となることは理解できる。しかし、買入協議無しの場合、農業委員による利用調整が成立し受け手が決まっているのに、農地中間管理事業(賃貸借)が中間管理機構による借入、同機構による貸付の促進計画案を同月に提案するのと同様、買入の促進計画案と同月に提案されないのはなぜか。</p>
山崎委員 議長 (委員) 議長	<p>農業委員による調整が成立した場合、即売りタイプか一時貸付タイプの活用が想定されますが、前者の場合、制度改正により、これまでの農地法第3条許可による売買と変わらないスピード感で手続きを進めるために買入と売渡を同時並行して審議するので、同月に買入・売渡の両促進計画案が提案されます。</p> <p>後者の場合、一般論にはなりますが、土地代金の支払いがされなければ農地の引き渡しがされず、その状態で受け手の農業者への貸付の促進計画案の提案ができないため、買入にかかる促進計画の公告後の総会での提案となるものです。</p> <p>この件につきまして、法令等を確認し、改めて根拠をお示しさせていただきます。</p> <p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>ほかにご異議等はございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご異議が無いようですので、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、</p>

事務局(本間主任補)	<p>農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うこととします。</p> <p>次に、議案第4号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。</p> <p>(議案第4号、附番2・3の2件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上につきましては、農地中間管理機構による買入が特に必要と認められることから、帯広市長に対し、同機構による買入協議を行うよう要請するものです。</p>
議長	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)	(なし)
議長	<p>ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。</p>
	<p>以上で、議案の審議は全て終了いたしました。</p>
	<p>予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。</p>
(委員)	(なし)
議長	<p>特に無いようですので、以上で終了いたします。</p>
	<p>次に、事務局より連絡事項を説明させます。</p>
事務局(清水主任)	<p>(事務局から連絡事項の説明)</p>
議長	<p>ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。</p>
(委員)	(なし)
議長	<p>以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。</p>
事務局 長	<p>ご起立願います。お疲れさまでした。</p>

本会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名捺印する。

議長 吉田 和彦 

署名委員 森 新一 

署名委員 水野 真和 